

各科目の平易な説明

◆資金収支計算書

科 目	備 考
学生生徒等納付金収入	学生・生徒から納付される授業料、入学金、実験実習費、施設設備資金など
手数料収入	入学検定料や試験料、および在学証明書や成績証明書等各種証明書の発行手数料
寄付金収入	寄付金受入に係わる収入で、用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金がある。 物品等の現物寄付は除く
補助金収入	国や地方公共団体などから交付される助成金
資産売却収入	固定資産等の売却の際に発生する収入
付随事業・収益事業収入	学生寮・セミナーハウス等教育活動に付随する事業の収入
受取利息・配当金収入	預金・貸付金等の利息および配当金
雑収入	私立大学退職金財団、東京都私学財団からの交付金、固定資産に含まれない物品の売却収入、 その他、法人に帰属する収入で、他の科目に該当しないもの
借入金等収入	金融機関等から借り入れた際の収入
前受金収入	翌会計年度以後の活動に対する収入
その他の収入	前会計年度末における未収入金の当該年度に受け入れた収入、前会計年度末における仮払金の 当年度回収収入、奨学貸付金の回収収入など
資金収入調整勘定	当年度の諸活動に対する収入で翌年度以降に資金が受け入れられるもの(期末未収入金)や、当年度の 諸活動に対する収入で前年度以前に資金を受け入れたもの(前期末前受金)等の金額を調整するための科目
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越された現金と預金の総額
人件費支出	教職員に支給する基本給、期末手当およびその他の手当ならびに所定福利費、役員報酬、教職員の退職金など
教育研究経費支出	教育研究のために要する経費
管理経費支出	学生・生徒等の募集のための経費等、教育研究活動以外に要する経費
借入金等利息支出	借入金等の利息の支出
借入金等返済支出	借入金等元本の返済の支出
施設関係支出	土地・建物・構築物等の取得のための支出
設備関係支出	教育研究機器備品、その他の機器備品、図書、車輛、ソフトウェア等の支出
資産運用支出	引当特定預金への繰入支出など
その他の支出	上記以外の支出
資金支出調整勘定	当年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度に支払いが発生するもの(期末未払金)や当年度の諸活動に 対応する支出で前会計年度以前に支払いが完了しているもの(前期末前払金)等の金額を調整するための科目
翌年度繰越支払資金	翌年度へ繰り越しされる当年度末の現金預金の総額

◆事業活動収支計算書

科 目	備 考
学生生徒等納付金	資金収支計算書と同じ
手数料	資金収支計算書と同じ
寄付金	資金収支計算書と同じく一般寄付、特別寄付の他、現物寄付も含む。施設設備に関わる寄付金はその他の特別収入に含む
経常費補助金	国や地方公共団体などから交付される助成金のうち、施設設備に関わるもの以外
付随事業収入	学生寮・セミナーハウス等教育活動に付随する事業の収入
雑収入	資金収支計算書と同じ
人件費	資金収支計算書と同じ。そのほか退職給与引当金繰入額も含む
教育研究経費	資金収支計算書と同じ。そのほか減価償却額も含む
管理経費	資金収支計算書と同じ。そのほか減価償却額も含む
徴収不能額等	徴収不能額または徴収不能引当金繰入額。徴収不能額は未収入金のうち、回収できないと判断した額のことであり、徴収不能引当金繰入額は未収入金のうち将来徴収不能となるおそれのある額を見積り、計上するものである
受取利息・配当金	資金収支計算書と同じ
借入金等利息	資金収支計算書と同じ
資産売却差額	資産売却収入金額が当該資産の帳簿残高を超える場合、その超過額を計上したもの
その他の特別収入	施設設備寄付金、現物寄付、施設設備補助金など
資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合、その超過額を計上したもの
基本金組入額	学校法人が諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために事業活動収入から基本金として組み入れる額
当年度収支差額	事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた額から、基本金組入額を控除したもの
前年度繰越収支差額	前年度からの繰越収支差額
翌年度繰越収支差額	前年度からの繰越収支差額に当年度収支差額を加えた、翌年度に繰り越す収支差額

◆貸借対照表

科 目	備 考
固定資産	長期的に保有する資産で、有形固定資産とその他の固定資産がある。有形固定資産には土地・建物・構築物・教育研究機器備品・図書等が該当する。その他の固定資産には借地権・電話加入権・有価証券などが該当する
流動資産	資産のうち、1年以内に現金化、費用化できるもの
固定負債	返済期限が1年以上である長期借入金、1年以上先に支払われる予定の退職給与引当金などの負債
流動負債	返済期限が1年以内である短期借入金等の負債
基本金	第1号基本金: 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供される価額または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額 第2号基本金: 学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額 第3号基本金: 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額 第4号基本金: 恒常的に保持すべき資金
繰越収支差額	当年度以前から累積された、事業活動収入－事業活動支出の差額(収入または支出の超過額)